

下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施説明書

第1 目的

昨年度、奈良県において策定された「奈良新『都』づくり戦略2020」に示す「南部地域のゲートウェイとなる拠点づくり」に取り組むにあたり、取組方針である「奥大和構想グランドマップ」を策定した。

この「奥大和構想グランドマップ」に示す「スポーツ合宿誘致を中心とした拠点づくり」を推進するため、県では、小・中学生のサッカー合宿地として認知度が高く、県の南の玄関口にあたる下北山村において、高校・大学・JFL等も含めたサッカー合宿を中心とする拠点「下北山村フットボールヴィレッジ」の整備・運営に取り組むこととしている。

本業務は、「下北山村フットボールヴィレッジ」整備・運営を進めるにあたり、その基本構想・計画の策定を目的としている。

第2 一般事項

(1) 名称

下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託

(2) 委託上限額

4,920,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

※上記金額を超える場合は契約を行いません。

(3) 契約期間

契約日～令和3年3月26日（金）まで

(4) 問い合わせ先

奈良県総務部知事公室 南部東部振興課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

TEL：0744-48-3015

FAX：0744-48-3135

E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp

第3 委託業務内容

(1) 業務内容

下北山スポーツ公園を中心としたエリアにおいて、「フットボールヴィレッジ」として必要である宿泊施設及びその他拠点施設の整備・運営を進めるために、下北山村フットボールヴィレッジの基本構想・計画を策定する。策定にあたり必要な以下の業務を委託する。

① 有識者へのヒアリング

- ・「奥大和グランドマップ」を基に、エリアブランディングに詳しい有識者等へ「下北山村フットボールヴィレッジ」全体に関するヒアリングを行う。

- ・宿泊施設及び、想定される拠点施設の整備、運営や誘致に対して詳しい有識者等へのヒアリングを行う。
- ・フットボールを中心とした拠点の運営や、事業展開（合宿誘致や人材育成、関係人口の創出等）に詳しい有識者等へのヒアリングを行う。

② 基本構想・計画の策定

- ・ヒアリング結果を踏まえ、基本構想・計画の策定方針や内容について県へ提案し、県からの意見を集約・調整して、次年度予定している「下北山村フットボールヴィレッジ」の基本設計業務や、予算要求資料等に活用できる基本構想・計画を策定する。
- ・基本構想・計画の中には、宿泊施設、その他拠点施設の具体的な整備方法の案及び、運営方法の案、誘致方法の案や、それぞれにかかる費用の概算を提示する。
- ・基本構想・計画の中には、フットボールヴィレッジ全体の運営体制の案及び費用の概算、事業展開（合宿誘致や人材育成、関係人口の創出等）の案を提示する。
- ・基本構想・計画書はイメージパースや、事例紹介等により見やすく、わかりやすくまとめる。A3カラー20枚程度。
- ・10月末までに中間報告書を提示する。

(2) 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- 様式4に添付する提案書の様式はA4サイズとし、両面長辺綴じとする。文字サイズは10ポイント以上とし、15ページ以内、記載方法は自由とする。
- 実行可能な提案をすること。
- 「奥大和構想グランドマップ」等の考え方を十分理解した上で、以下の点をについて記載すること。
 - ① 下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託契約仕様書に基づき、その内容を効率的に実施するために、貴社が考える作業スケジュールや作業項目を記載すること。
 - ② 基本構想・計画の策定を進めていく上で、どのような課題と強みが考えられるか。また、その課題を解決するため、強みを伸ばすためには、どのようなことが必要か、貴社の考えを簡潔に記載すること。
 - ③ 「下北山村フットボールヴィレッジ」として整備、運営する各施設（宿泊施設及び、その他フットボールヴィレッジとして必要な施設）の概要及び、その整備方法や運営方法について、それぞれどのような手法が考えられるか、貴社の考えを簡潔に記載すること。
 - ④ 「下北山村フットボールヴィレッジ」全体の運営方法や事業展開（合宿誘致や人材育成、関係人口の創出等）の方法について、どのような手法が考えられるか、貴社の考えを簡潔に記載すること。
 - ⑤ 下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託契約仕様書に基づき、「エリアブランディング」「宿泊施設等の整備、運営や誘致」「フットボールを中心とした拠点の

運営や事業展開（合宿誘致や人材育成、関係人口の創出等）」についてヒアリングを想定している有識者（事業実績を有する貴社の社員等を含む。）について記載すること。

第4 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録されている者（企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者）であること。
- (7) 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9)及び(10)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 同種又は類似の業務を公告日から過去5年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務とは、基本構想又は基本計画の策定業務をいう。

※類似業務とは、設計やデザイン、運営計画に関する業務をいう。

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合、所定の参加意向申出書及び企画提案書等を指定期限までに提出すること。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

なお、提出された参加意向申出書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行う。

1. 参加意向申出書等（様式1～様式2）の提出

（1）提出期間

令和2年8月12日（水）から令和2年8月19日（水）まで
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

（2）提出場所

奈良県総務部知事公室 南部東部振興課
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

（3）提出方法

持参または郵送に限る

（4）提出書類

- ・参加意向申出書【様式1】
- ・会社概要及び類似事業受注実績【様式2】

2. 企画提案書の提出

（1）提出期間

令和2年8月21日（金）から令和2年9月4日（金）まで
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

（2）提出場所

奈良県総務部知事公室 南部東部振興課
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

（3）提出方法

持参または郵送に限る

（4）提出書類

- ①企画提案書【様式4】 10部（正本1部・副本9部）
 - ・添付資料はA4版で両面長辺綴じとする。文字サイズは10ポイント以上とし、15ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。
 - ・参加事業者1者につき1提案とすること。
 - ・一度提案された「企画提案書」は、書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。
- ②実務実施体制【様式5】 10部（正本1部・副本9部）
- ③見積書 【任意様式】 10部（正本1部・副本9部）
 - ※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、副本については提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク等の使用も不可とする。
- ④提案事業者の概要書【任意様式】 10部
 - ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。
- ⑤契約実績証明書 10部

- ・過去5年間の同種又は類似の業務の契約実績について分かる資料を提出すること。

第6 質問及び回答

1. 提出期間

令和2年8月12日（水）から令和2年8月19日（水）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

2. 質問方法

質問票【様式3】に質問内容を記入し、FAX または電子メールにて送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『「下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託」企画提案に関する質問』と明記すること。また、送付後、次の提出先に着信確認の電話をすること。

3. 提出先

奈良県総務部知事公室 南部東部振興課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

TEL：0744-48-3015

FAX：0744-48-3135

E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp

4. 質問内容に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、参加意向申出書の提出があった全事業者あて、令和2年8月21日（金）午後5時までに、FAX または電子メールで回答する。

第7 審査会

提案書の内容についてのプレゼンテーション、質疑及び補足説明を求めするため、審査会を実施する。なお、以下を予定しているが、詳細については個別に通知する。

- ① 日時：令和2年9月 上旬（予定）
- ② 場所：橿原総合庁舎
- ③ ヒアリング時間：プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

第8 審査結果

別表「下北山村フットボールヴィレッジ基本構想・計画策定業務委託 プロポーザル受託者選定評価基準」に基づき提出書類の審査を行い、最優秀提案者を決定する。最優秀提案者の名称は、提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果についての公表は行わず、異議申し立ては一切受け付けない。

第9 事業者との契約

- （1）選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。

- (2) 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- (3) 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (4) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- (5) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記⑥に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第11 その他

- (1) 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外にプロポーザル参加者に無断で使用しないものと

する。ただし、委託事業者として選定されたプロポーザル参加者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。

- (3) 提出書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) プロポーザル参加者が本企画プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (6) 本企画プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (7) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (8) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに県担当課まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。
- (10) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

第12 問い合わせ先

住所：〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

担当：奈良県総務部知事公室 南部東部振興課

TEL：0744-48-3015

FAX：0744-48-3135

E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp